

「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」改訂案【概要版】

資料 4-1

平成 28 年(2016 年)熊本地震による計画改訂への影響について

「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」は平成 24 年度より改訂に着手し、平成 28 年度中に刊行する予定としておりましたが、平成 28 年(2016 年)熊本地震により下記の変更・影響等がありました。

(1) 刊行の延期

平成 29 年度中に刊行

(2) 「熊本城復旧基本計画」の策定

「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」や「熊本市震災復興計画」を上位計画として、熊本城復旧のマスタープランである「熊本城復旧基本計画」を策定(平成 29 年度策定予定)

(3) 「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」の記載内容の加筆・修正

1. 原則として、平成 27 年度までに「特別史跡 熊本城跡保存活用委員会計画策定部会」において審議を終えた部分については内容を変更せずに記載することとしました。
2. 被災状況及び震災対応による今後の計画への影響や本市の財政状況等を鑑み、特に下記の部分については内容を一部変更しました。
 - ・【各論】「第 4 章 保存管理」「第 8 節 追加指定」
 - ・【各論】「第 4 章 保存管理」「第 9 節 公有化」
 - ・【各論】「第 5 章 活用・整備」
3. 下記を追加しました。
 - ・【各論】「第 4 章 保存管理」「第 10 節 防災計画」
 - ・【各論】『追章「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要』

1 特別史跡熊本城跡について

- ・熊本城跡は、熊本市の中央部、茶臼山といわれる丘陵上に位置しています。15 世紀後半に出田秀信により千葉城が築城され、その後出田氏にかわって鹿子木親員(寂心)が入って同城を廃城とし、新たに丘陵部南西に隈本城を築城しました。これが現在古城と呼ばれる場所です。その後、城氏、佐々氏とかわり、天正 16 年(1588)に加藤清正が入城しました。
- ・熊本城は加藤清正が慶長 12 年(1607)に築城した近世城郭で、細川家が継承して明治初期まで維持されてきました。廃藩置県の後、明治 10 年(1877)の西南戦争の際に薩軍の攻撃にも耐えた難攻不落の名城です。明治時代以降は軍の施設として利用されてきましたが、戦後は本丸を中心に都市公園として整備活用され、古城地区や千葉城地区等は、公共施設等の用地として利用されてきています。
- ・文化財としては、昭和 8 年(1933)に西南戦争の災禍を免れた石垣や堀等が国の史跡に、宇土櫓等の建造物が国宝(戦後の文化財保護法の制定により重要文化財に変更)に指定されています。史跡は数度の追加指定や解除が行われましたが、その重要性が認められ昭和 30 年(1955)に特別史跡となり、現在、旧城域 98ha のうち約半分の 51.2ha が特別史跡に指定されています。

2 改訂の理由、目的及び改訂作業について

(1) 改訂の理由

昭和 57 年度、熊本市教育委員会により、「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」(以下、「昭和 57 年度版」という。)が策定され、これまで、この計画等を基に熊本城の保存・活用を図ってきました。しかし、策定から 30 年以上が過ぎ、熊本城周辺の環境も大きく変化(建築物の改築や文化財に関する意識の変化等)し、昭和 57 年度版ではこれらの変化に十分対応できていないため、改訂することとしました。

(2) 改訂の目的

昭和 57 年度版を基本として、特別史跡という文化財としての保存と公園や観光地等としての活用の調和のあり方や新たな課題等について検討を行い、適切な保存活用方針を定め、熊本の宝を後世に継承するためです。

(3) 改訂作業

平成 24 年度から着手し、これまで、学識経験者等で組織した計画策定部会等(市の付属機関である特別史跡熊本城保存活用委員会の部会)で検討を行ってきました。改訂後の名称は、「特別史跡熊本城跡保存活用計画」とする予定です。

3 改訂案の概要

(1) 対象範囲

特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構え()である新町までを含めた約 138ha を対象範囲とします。

惣構えとは...城の外郭(城下町)の内、堀や土塁で囲い込んだ区域。

(2) 計画期間及び見直し

必要に応じて、特別史跡熊本城跡保存活用計画の見直し作業を行い、適宜改訂します。計画期間は、概ね 30 年程度とし、10 年を目処に見直しを図ります。

(3) 目次

- 【総論】 第 1 章 保存活用計画の沿革と目的
- 第 2 章 熊本市の概要
- 第 3 章 特別史跡熊本城跡の概要
- 【各論】 第 4 章 保存管理
- 第 5 章 活用・整備
- 第 6 章 運営・体制の整備
- 追 章 「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要



お問合せ

熊本市経済観光局文化・スポーツ交流部 文化振興課
TEL:096-328-2039 FAX:096-324-4002 E-mail:bunkashinkou@city.kumamoto.lg.jp

第4章 保存管理

(1) 保存管理の基本方針 別紙1参照

特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を徹底します。

史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努めます。

特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努めます。

保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承していきます。

計画的、総合的、継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値を深めます。

熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努めます。

(2) 現状変更等の取扱い 特別史跡指定地内で適用

現状変更等とは「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為」を指します。

1 法令等による規定

文化財保護法第125・184条、法施行令第5条第4項による規定

(1) 文化庁による許可 (2) 市教育委員会による許可 (3) 許可を要しない行為

2 現状変更等の取扱い基準

(1) 現状変更等の取扱いの原則

原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に關わる行為以外は認められません。但し、歴史的景観に配慮することを前提とし、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認める場合もあります。

(2) 許容される現状変更等の要件

「特別史跡としての価値の保存を確実にし、適切な活用を促すものであること」等を要件とします。

(3) 地区ごとの現状変更等の取扱い基準 別紙2参照

本計画では、計画の対象範囲を6つの地区に分けています。それぞれの地区における許可申請の対象となる行為とその取扱い基準を整理しています。

3 現状変更等を伴う諸行事の取扱い基準

仮設物や火気使用についての留意事項を記載するとともに、地区ごとに現状変更等を許可できる行事を一覧表に整理しています。

(3) 追加指定

1 追加指定の想定範囲

熊本城跡については、旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、これまで『保存管理計画策定報告書』(1)の「環境整備の基本方針」や「熊本城跡史跡拡大計画」(2)において、旧城域を追加指定の想定範囲としており、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとします。

1 昭和57(1982)年度熊本市教育委員会策定 2 平成15(2003)年度熊本市教育委員会策定

2 基本方針

現状変更の取扱い基準等について十分周知を図った上で、所有者等の意向を踏まえるとともに、他の公益との調整を図るなど十分な協議・調整を行った上で追加指定を検討します。

公有地を中心に追加指定を検討します。

民有地において、追加指定にあたって公有化が前提となる場合には、「公有化の基本方針」との整合性が図られる場合に限り、追加指定を検討します。

3 今後の計画

公有地 合同庁舎跡、九州財務局分室跡、熊本国税局分室跡、三の丸・古城地区の市有地等

民有地 高麗門跡(新町地区)

(4) 公有化

1 基本方針

熊本地震により甚大な被害を受け、その復旧には多額の費用と長い時間が必要とされ、現在、国や市民の方々などから多くの支援を受けながら復旧を進めています。復旧に専念すべき状況の中、整備や活用のための公有化の実施については大変厳しい状況にあります。

しかし、保存のための公有化については、現状変更等の制限が課されるなか、それぞれの所有者や管理者では適切な保存と活用に支障があるなど文化財保護法による史跡の保護の措置がどうしても必要な場合においては、史跡の確実な保存のため、所有者や管理者の要望等とともに、市政経営方針や財政状況等を十分踏まえ公有化を検討していきます。

2 古城地区の公有化状況

昭和53年より国庫補助事業による土地買い上げ(地権者の申出による土地買い上げ方式)が行われており、公有化率は76.47%です。(平成29年3月31日現在)

例) 千葉城、古城地区における建築物の「改築・除去及び色彩の変更」の場合

(現状変更等を)認めるものについては、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。

第5章 活用・整備

「平成28年(2016年)熊本地震」による記載内容への影響

保存活用計画とは、史跡の持つ本質的価値を確実に将来へと継承するために策定するものであり、震災により適切な活用・整備が困難な状況であるとしても、その目的を達成するための基本的な考え方を示す必要があります。このため、「活用・整備」の現状と課題、方法等について震災前までに検討した基本的な考え方を記載しています。被災後の活用と整備(復旧復元)の考え方については、本保存活用計画を上位計画として平成29年度に策定する「熊本城復旧基本計画」において示すものとします。

1 活用

活用することで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努めるとともに、史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用、地域の魅力向上に資する活用を行います。

2 整備

遺構の保存を徹底することを前提とし、適正な状態で将来へ継承していくための整備とします。また、公園施設、観光施設としての観点から、市民及び観光客の憩いの場となるような整備とします。

なお、整備を実施する際には、原則として、文化庁、県教育委員会、熊本城保存活用委員会及び関係者との協議、調整の上作成した計画に基づいて実施します。

第6章 運営・体制の基本方針

総合的な運営体制の構築

庁内の関係各課との情報共有

市民参画と協働の推進

追章 「平成28年(2016年)熊本地震」による被害の概要

1 被災状況の概要

「平成28年(2016年)熊本地震」は、熊本市では震度6弱、6強を観測し、人的被害、建造物・施設等の損壊、交通、ライフラインの遮断等甚大な被害をもたらすとともに、農業や商業、観光業等経済活動にも大きな打撃を与えました。熊本城跡においてもこれまでに経験したことのない被害を受けました。

重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の被災

石垣約23,600㎡に修復を要する箇所

便益施設等26棟の被害、地盤約12,345㎡に陥没や地割れが発生

2 被災履歴

熊本城は築城以来さまざまな災害を経験してきましたが、近現代の主な災害としては、明治10年(1877)西南戦争時の火災による大小天守や本丸御殿の焼失、明治22年(1889)の金峰山地震による飯田丸五階櫓台をはじめとする石垣の崩落等があります。また、戦後は平成3年(1991)に日本列島を縦断した台風19号による長堀の倒壊等があります。